

(介護予防)通所リハビリテーションサービス重要事項説明書

(令和 7年 1月 1日現在)

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 医療法人 徳洲会 介護老人保健施設しんかま
- ・開設年月日 令和 3年 10月 1日
- ・所在地 〒273-0121 千葉県鎌ヶ谷市初富929-6
- ・電話番号 047-774-0001
- ・FAX番号 047-774-0002
- ・管理者名 河合 雅毅
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1252680044号)

(2)介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう(介護予防)短期入所療養介護や(介護予防)通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3)施設の職員体制

| 職種 | (介護予防)通所リハビリテーション | |
|-------|-------------------|-----|
| | 常勤 | 非常勤 |
| 管理者 | 1人 | |
| 医師 | 1人 | 1人 |
| 看護職員 | | |
| 介護職員 | 7人 | |
| 支援相談員 | | |
| 理学療法士 | 6人 | 1人 |
| 作業療法士 | | |
| 言語聴覚士 | | |
| 管理栄養士 | 1人 | |
| 合計 | 16人 | 2人 |

(4)営業日及び営業時間

| | |
|------|---------------------------------------|
| 営業日 | 月曜日～土曜日(祝祭日含) 休業日:日曜日及び12月31日～1月3日 |
| 営業時間 | 8:30～17:00 |

(5)通常の事業の実施区域

鎌ヶ谷市、松戸市、船橋市、柏市、白井市

(6)構造等

敷地 20,577,39㎡
構造 鉄筋コンクリート構造 地下1階 地上10階建
延べ面積 45,525,35㎡ 老健部分 3,760,85㎡
利用定員 入所 100名 通所 25名

(7)主な設備の種類

療養室:43室(個室:24室 4人室:19室)食 堂:3室
機能訓練室:1室 デイルーム:1室 一般浴室:2室 特殊浴室:2室

2. 利用料金

(1)基本料金(介護保険負担分)

*介護保険サービス費(1月毎)に地域加算(1単位=10.33円)が乗じられます。

*ご利用者様個々の「介護保険負担割合証」に記載の負担割合となります。

①施設利用料

<要介護認定の場合>

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。

サービス提供時間 6時間以上7時間未満 [9時30分～16時00分]

※悪天候におけるサービス提供時間短縮についての取り扱い

サービス提供時間に応じた基本報酬は、実際に要した時間でなく計画内容に応じた標準的な時間によるものとされている。実際のサービス提供時間が計画よりもやむを得ず短くなった場合には計画上の単位数(通常の基本報酬)を算定。

「やむを得ず短くなった場合」に該当する事象

- ・利用者の当日の心身の状況(体調不良等)
- ・悪天候により、居宅一事業所間の送迎に通常よりも時間がかかった場合(台風・大雪等)

| | |
|-------|-----------|
| ・要介護1 | 715単位/日 |
| ・要介護2 | 850単位/日 |
| ・要介護3 | 981単位/日 |
| ・要介護4 | 1,137単位/日 |
| ・要介護5 | 1,290単位/日 |

<要支援認定の場合>

介護保険制度では要支援認定による要支援の程度によって利用料が異なりますが、一日当たりの利用時間によっての利用料の変動はありません。

| | |
|------|-----------|
| 要支援1 | 2,268単位/月 |
| 要支援2 | 4,228単位/月 |

・介護予防通所リハビリテーション減算

| | | |
|------------------|------|---------|
| 利用開始月から12月を超えた場合 | 要支援1 | 120単位/月 |
| | 要支援2 | 240単位/月 |

② リハビリテーション提供体制加算 ※要介護認定のみ

サービス提供時間 6時間以上7時間未満 [9時30分～16時00分]

24単位/回

・指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者数の数が25又はその端数を増すごとに1

以上であること。

③ 入浴の提供費用(選択的サービス)※要介護認定のみ

<入浴介助加算(Ⅰ)> 40単位/回

入浴中の利用者の観察を含む介助を行なった場合に加算されます。

<入浴介助加算(Ⅱ)> 60単位/回

医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行なうことが難しい場合は、訪問した医師等が介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下で、利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。

上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて事業所にて入浴介助を行うこと

※通所リハビリテーション利用時間帯及び利用者の心身状態によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

④ 通所リハビリテーションマネジメント

・医師を始めとした多職種協働で通所リハビリテーション計画を作成し、その計画の進捗状況を定期的に評価し必要に応じて見直す等継続的にリハビリの質の管理をする。

・理学療法士等リハビリ職員が、居宅介護支援を担当する介護支援専門員を通じその他の居宅事業の従事者に対しリハビリの観点から情報の伝達を行う。

・事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、新規に通所リハビリテーション実施計画を作成した利用者に対して、通所利用開始日から起算して1月以内に利用者の居宅を訪問し、診察・運動機能検査・作業能力検査等を行い、居宅における利用者の日常生活の状況や家屋の環境を確認した上で、居宅での日常生活動作能力の維持・向上に資する通所リハビリテーション実施計画を作成する。

・指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。

・医師が当該利用者に対して3月以上の継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書の備考欄に継続利用が必要な理由、その他の指定居宅サービスへの移行の見通しを記載すること。

<通所リハビリテーションマネジメント加算イ> ※要介護認定のみ

開始月から6月以内 560単位/月

開始月から6月超 240単位/月

医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合

上記に上乗せ加算 270単位/月

・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス事業等の担当者等で構成されるリハビリ会議を開催し、専門的な見地からの情報を共有し会議の内容を記録する事。

・構成員である医師のリハビリテーション会議への出席については、テレビ電話等(テレビ会議システム)の他、携帯電話等でのテレビ電話を含む)を使用してもよいこととする。

・医師を始めとした多職種協働で作成した通所リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作

業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に説明し、同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告すること。

- ・利用開始6月間は毎月、それ以降は3月に1回リハビリ会議を開催し、必要に応じて計画の見直しを行う事。
- ・理学療法士等のリハビリ職員が担当の介護支援専門員に対し専門的な見地から、利用者の能力自立の為に必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行う。
- ・理学療法士等のリハビリ職員が利用者宅を訪問し、居宅サービス事業の担当者又は家族に説明し介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行う事。

<通所リハビリテーションマネジメント加算ロ> ※要介護認定のみ (LIFE)

開始月から6月以内 593単位/月

開始月から6月超 273単位/月

医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合

上記に上乗せ加算 270単位/月

・上記(A)イの要件に加え、利用者毎の通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションに提供にあたって、情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

⑤ 短期集中個別リハビリテーションの提供費用(選択的サービス)※要介護認定のみ

短期集中個別リハビリテーション実施加算 110単位/日

・退院・退所又は認定日から起算して3月以内の期間、1週につきおおむね2回以上、1回当たり20分以上、1日あたり40分以上の個別リハビリテーションを集中的に行う事

・⑥⑦の加算を算定していない事。

⑥ 認知症短期集中リハビリテーションの提供費用(選択的サービス)※要介護認定のみ

* 医師に認知症と診断されリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対し、通所リハビリテーション実施計画に基づき医師の指示を受けた理学療法士等が個別に記憶の訓練・日常生活活動の訓練を組み合わせたプログラムのリハビリテーションを行う事。

* 対象者は MMSE 検査又は HDS-R 検査において、おおむね5点～25点に相当する者である事。

* 過去3月以内に本加算を算定していない事。

* ⑤⑦の加算を算定していない事。

<認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)>

240単位/日

・退院・退所日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に週2回限度で1日20分以上行う事。

<認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)>

1.920単位/月

・退院・退所日又は通所開始月から起算して3月以内の期間に月4回以上個別又は集団によるリハビリテーションを1回20分以上行う事。

・計画作成に当たって利用者の生活環境を把握する為、あらかじめ利用者宅を訪問する事。

・計画には実施時間、頻度、方法をあらかじめ定めた上で行う事。

・実施期間終了時に評価を行う際、利用者宅に訪問し、自宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価しその結果を利用者とその家族に説明する事。

・リハビリテーションマネジメント加算(イ)又は(ロ)を算定している事。

⑦ 生活行為向上リハビリテーション提供費用(選択的サービス)

＜生活行為向上リハビリテーション実施加算＞

| | | |
|-------|-------------|-----------|
| 要介護認定 | 通所開始月から6月以内 | 1,250単位/月 |
| 要支援認定 | 通所開始月から6月以内 | 562単位/月 |

- ・生活行為の内容の充実を図る為の専門的な知識もしくは経験のある作業療法士又はその研修を修了した理学療法士もしくは言語聴覚士が配置されている事。
- ・生活行為の内容の充実を図る為の目標及びそれを踏まえ実施頻度、場所、時間が記載された実施計画をあらかじめ作成し行う事。
- ・終了日前1月以内にリハビリ会議を開催し目標の達成状況を報告する事。
- ・リハビリ会議にて訓練の進捗状況やその評価等について医師が利用者、家族、会議の構成員に説明する事。
- ・実施期間終了時に評価を行う際、利用者宅に訪問し、自宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価しその結果を利用者とその家族に説明する事。
- ・リハビリテーションマネジメント加算(イ)又は(ロ)を算定している事。※要介護認定のみ
- ・⑤⑥の加算を算定していない事。

⑧ 移行支援加算 ※要介護認定のみ 12単位/日

- ・リハビリテーションを行い、利用者の社会参加を支援した場合。
- ・加算を算定する前年の1月から12月までの評価対象期間とし、翌年1年間適用。
- ・評価対象期間の利用終了者のうち(⑥の加算を算定した利用者を除く)、指定通所介護等へ移行した利用者の割合が3%以上である事。
- ・評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して、14日以降44日以内に通所リハビリテーション終了者に対して電話等により指定通所介護等の実施状況を確認し記録すること。
- ・リハビリテーション終了者が指定通所介護事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。

⑨ 中重度者ケア体制加算 ※要介護認定のみ 20単位/日

- ・人員配置基準に加え、看護又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保している事。
- ・前年度又は算定月の3月間の利用者総数のうち要介護3～5の者の占める割合が30%以上である事。

⑩ 重度療養管理加算 ※要介護認定のみ 100単位/日

- ・要介護状態区分が要介護3以上であり、且つ下記イ～リの状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理のもと通所リハビリテーションを実施した場合

記

- イ. 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ロ. 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ハ. 中心静脈注射を実施している状態
- ニ. 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ホ. 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ヘ. 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者程度等級表の四級以上に相当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
- ト. 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態
- チ. 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ. 気管切開が行われている状態

⑪ 口腔・栄養スクリーニング加算※要介護・要支援認定共通

＜口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)＞ ・6月に1回を限度とする 20単位/回

※ サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

＜口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)＞ ・6月に1回を限度とする 5単位/回

※ サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること

⑫ 口腔機能向上サービスの提供費用(選択的サービス)※要介護・要支援認定共通

＜口腔機能向上加算(Ⅰ)＞

・要介護認定:1月に2回まで150単位/回

・要支援認定:150単位/月

※ 口腔機能が低下している利用者、またはそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善管理指導計画に基づき個別にする口腔清掃の指導または実施、摂食、嚥下機能に関する訓練の指導または実施した場合に加算されます。

3月の期間ごとに評価見直しを行い、結果必要であればサービス提供継続と致します。

＜口腔機能向上加算(Ⅱ)＞(LIFE)

・要介護認定:1月に2回まで160単位/回

・要支援認定:160単位/月

※ 上記、(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画書等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報をその他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

⑬ 一体的サービス提供加算※要支援認定のみ

480単位/月

※ 栄養改善サービス、口腔機能向上サービスを1月につき2回以上行った場合に加算されます。

⑭ 退院時共同指導加算

600単位/回

退院時の情報提供を促進し、退院後早期に連続的に質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行う。利用初日に1回に限り算定。

⑮ サービス提供体制強化加算

＜サービス提供体制加算(Ⅰ)＞

(要介護認定の場合)

介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上の場合 22単位/日

介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の場合 18単位/日

(要支援認定の場合)

・要支援1

介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上の場合 88単位/月

介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の場合 72単位/月

・要支援2

介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上の場合 176単位/月

- 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の場合 144単位/月
- ⑯ 介護職員等処遇改善加算 ※要介護・要支援認定共通
介護職員の賃金の改善等を実施している施設の場合、1月にご利用いただいた総単位数の8.6%が加算されます。

- ⑰ ・感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合
※要介護認定のみ
前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合 3か月間
(特別の事情がある場合は1回の延長が認められる) 基本報酬×3%

*⑮⑯⑰は区分支給限度基準額から除外されます。

- ⑱ 送迎減算 47単位/片道
事業所が居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合。

- ⑲ 科学的介護推進体制加算 ※要介護・要支援認定共通(LIFE) 40単位/月
・利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔・嚥下機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況等に
係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
・必要に応じて(介護予防)通所リハビリテーション計画を見直すなど、サービスの提供にあたって適
切かつ有効に情報を活用していること。

(2) その他の料金(介護保険適用外料金)

- ① 食費(おやつ代含む) 昼食 730円
(キャンセル料について)

利用前日、17時以降にお休みの連絡をいただいた場合、食事のキャンセル料として1回分の食事代が発生致します。但し、体調不良でお休みの場合は、キャンセル料は発生致しません。

尚、利用当日のお休みの連絡は8:00~8:15の間にお問い合わせ致します。8:15以降のご連絡の場合、体調不良でお休みの場合でもキャンセル料が発生致します。8時より前にご連絡する場合は、しんかま代表番号047-774-0001へお問い合わせ致します。

尚、利用中に体調不良等で早退された場合は、キャンセル料として請求させていただきます。

- ② 教養娯楽費(創作活動・各種クラブ活動・レクリエーション・その他季節行事等を行うために施設で用意する材料・道具等の費用) 100円

- ③ 日用品費について

日用品はご家庭でご準備いただくか、柴橋商会で「通所セット」1日税別120円(税込み132円)を申し込むこともできます。ご家庭でお持ちいただく場合には過不足のないよう、ご準備をお願い致します。

「通所セット」

内訳:バスタオル2枚、フェイスタオル2枚、リンスインシャンプー、ボディソープ、ティッシュペーパー、ウェットタオル(レギュラー)

(3) 支払い方法

- ・お支払い方法は、基本的にゆうちょ銀行からの口座引落となっております。
- ・毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

3. 通所リハビリテーションについて

(1)概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際には利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(2)サービスの内容

- ① (介護予防)通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でお召上がりいただきます。嗜好・病状による制限にも対応いたしておりますので、ご相談下さい。)
 昼食 11時30分～12時30分
- ③ 入浴(原則として一般浴槽のほかはシャワー浴にて対応とさせて頂いておりますが、利用者の身体の状態に応じて中止させて頂く場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ③ 介護
- ④ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑦ 行政手続代行
- ⑩ その他

*これらのサービスのなかには利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもございますので具体的にご相談ください。

4. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合に速やかに対応をお願いするようしております。

・協力医療機関

名称 医療法人 徳洲会 鎌ヶ谷総合病院
住所 千葉県鎌ヶ谷市初富929-6 047-498-8111

5. 施設利用に当たっての留意事項

・介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

・緊急時の連絡先

緊急の場合には「申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

・金品、貴重品の紛失・盗難についての責任は一切負いかねますので、持ち込まないようにしてください。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

7. 禁止事項

- ・飲酒、指定場所以外での喫煙
- ・危険物(火気・刃物等)の持ち込み
- ・ペットの持ち込み
- ・飲食物の持ち込み・持ち帰り
- ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたします。また、7階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。受付窓口は下記となります。

(1) 介護老人保健施設 しんかま 受付窓口

| | |
|------|----------------------|
| 担当者 | 支援相談員、看護介護の長、事務長 |
| 電話番号 | 047-774-0001 |
| 受付時間 | 月曜日～土曜日 8時30分～17時00分 |

(2) 公的機関の受付窓口

| | |
|-------------------------------|--|
| 鎌ヶ谷市役所 高齢者支援課 介護保険係 | 住 所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 電話番号 047-445-1141(内線 744) 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分 |
| 松戸市役所 介護保険課 介護給付班 | 住 所 松戸市根本387-5 電話番号 047-366-7067 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分 |
| 船橋市役所 高齢者福祉部 介護保険課 | 住 所 船橋市湊町2-10-25 電話番号 047-436-2302 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 |
| 柏市役所 福祉部指導監査課 介護事業者担当 | 住 所 柏市柏5-10-1(本庁舎別館4階) 電話番号 04-7168-1040 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分 |
| 白井市役所 高齢者福祉 介護保険係 | 住 所 白井市復1123番地 電話番号 047-497-3473 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分 |
| 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 | 住 所 千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号 043-254-7428 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 |

| | |
|-----------------------------|--|
| 千葉県健康福祉部 高齢者福祉課 介護事業所指導班 | 住 所 千葉市中央区市場町1-1 本庁舎12階 電話番号 043-223-2834 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 |
|-----------------------------|--|

9. その他

当施設についての概要は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。

<別紙1>

個人情報の利用目的

(令和 7年 1月 1日現在)

介護老人保健施設しんかまでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
- ・介護保険総合データベースへの情報提供